

## 審議（会議）結果

審議会等名称	令和5年度 神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会
開催日時	令和6年3月22日（金曜日） 14時00分から16時05分まで
開催場所	オンライン
出席者	【部会長】中村委員、木村委員、佐藤委員、庄委員、鈴木委員、鶴飼委員（計6名）
次回開催予定日	令和7年3月頃
所属名、担当者名、 問合せ先	障害福祉課企画グループ 加藤 電話（045）285 - 0528 ファクシミリ（045）201 - 2051
掲載形式	議事録
審議経過	以下のとおり

**《報告事項》**

- (1) 令和6年度障がい福祉関係予算の概要について
- (2) 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について
- (3) かながわ医療的ケア児支援センターの取組について
- (4) 聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について
- (5) 過齢児対策の状況について

**《配布資料》**

資料1－1：令和6年度当初予算案の概要（障害福祉課）

資料1－2：令和6年度当初予算案の概要（障害サービス課）

資料2：神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画について（報告）

資料3：かながわ医療的ケア児支援センターの取組について

資料4：聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について

資料5：過齢児対策の状況について

**【事務局による進行】**

- ・ 障害福祉課長挨拶
- ・ 会議運営に関する事務連絡

**【中村部会長による進行】**

（中村部会長）

神奈川県立こども医療センターの中村です。本日は、委員の皆様には大変お忙しいと

ころ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨年まで当センターの井合がこの役を担っていたのですが、その後任として障害児入所施設局長を拝命しておりまして、そのままこちらのお役目も引き継いだということになっております。これまでは肢体不自由児施設長をずっとやっておりました。普段は整形外科医をやっておりました、脳性麻痺のお子さんの側弯症手術等をやっております。よろしく願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。本日は次第にありますとおり、報告事項が5つとなっております。おおよその目安であります、報告事項(1)と(2)は、説明と質疑を合わせて25分程度、それから(3)から(5)に関しては、説明と質疑を合わせて15分程度として進めていきたいと思います。概ね終了時刻は16時頃の予定となっております。

それでは、報告事項(1)「令和6年度障がい福祉関係予算の概要について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局)

資料1-1、1-2に基づいて説明

#### (中村部会長)

ありがとうございました。そうしましたら、障がい福祉関係予算の概要に関しまして、何か質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

それでは私の方から質問してもよろしいでしょうか。大きく目立つ予算としては、例えば障害福祉課とすると、障害福祉サービス等負担金が40億円、障害児通所給付費負担金が18億円、重度障害者医療給付事業費補助が13億円増えています。福祉全体としてすごく増えている中で、これらの3項目が割と大きく増えている理由があるのでしょうか。こういうところにニーズがある、こういうところにお金が必要だといった点について、教えていただけますか。

#### (事務局)

まず障害福祉サービス等負担金及び障害児通所給付費負担金が大きく増えた理由といたしましては、サービスを利用する方たちが増えていますので、毎年増加傾向にあるというのがあります。障害児者数一人当たりの支給量が増えていること、また事業所数も増加していることなどが理由として考えられます。さらに、令和6年度障害福祉サービス等の報酬改定によって報酬の引き上げが行われていること、人材確保のための処遇改善加算というの、予算増の原因となっております。

もう一つの重度障害者医療給付事業費補助の増加につきましては、これまで政令市に対しては補助を3分の1、その他の市町村については2分の1と補助格差がありましたが、政令市につきましても補助を2分の1にしたことで今回大幅に予算増となっております。

**(中村部会長)**

全体で予算が増えている中でもやはり削る項目というのはきっとあると思っていて、資料を見ると障害者自立支援医療負担金（更生医療）が1億円減になっています。これが逆に減らされる理由、何か理由があって減るのだと思うのですけれども、教えていただけますか。

**(事務局)**

こちらの更生医療につきましては、若干ではありますが、直近5年間で減少傾向にあります。この減少傾向の主な理由としては、おそらくコロナの流行による受診控えというものがあつたのではないかと考えております。また、令和6年度の診療報酬の改定で、報酬が引き下げられたということも若干影響したことで予算減となっております。

**(中村部会長)**

ありがとうございます。皆様、他にはいかがでしょうか。それでは鈴木委員、どうぞ。

**(鈴木委員)**

児童のところと混在してしまっているのかもしれないのですけれども、資料1-1の5ページ、41番の障がい者啓発事業費のところ「障がい者」となっています。児童がインターネットやスマートフォンで、自分で変なところにアクセスして買ってしまうとか、そういうことが考えられると思うのですけれども、ここには児童は含まずに障がい者だけなのかどうか。たまたま3月に平塚市の消費者生活センターからお知らせということで、高齢者と障がい者に向けて気をつけてねという啓発のチラシをいただきました。それは神奈川県消費生活課のものだったのですが、そこと一緒にこの事業をされるのか。出前講座もあって、実際に対処法とか、演劇方式みたいな感じでやってもくれるというお話だったのですけれども、こことは別なことをされるのか、気になりましたものですかからお聞きしたいと思います。

**(事務局)**

この障害者啓発事業費ですけれども、県の所管課としては消費生活課になります。障害福祉課や障害サービス課と一緒に事業をやるというよりも、これは消費生活課の方で単独で予算を取って実施する事業ということになります。対象に障がい児が含まれているかどうかというお話になりますと、主には地域に出た後、例えば就職されているとか、いろいろな事業所に通われている方が中心にはなると思いますが、それでも障がいのある方全体に対して、その方に応じた普及啓発の仕方をするので消費生活課から聞いておりますので、必ずしもお子さん以外の成人だけを対象にしているというわけではないです。お子さんも含むということになるかと思えます。

**(鈴木委員)**

うちは知的障がいなので、あまりこういったスマートフォンとかも使えないのですけれども、やはり精神障がいの団体の方やグループホームの職員のお話を聞くと、自分で買ってしまった、使ってしまったけれどあとで支払いができなかったとか、そういうことも聞いていますので、訪問販売の被害だけではなくて広い意味での啓発が必要なのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

**(中村部会長)**

他にどなたかいかがでしょうか。それでは鶴飼委員、よろしくお願ひします。

**(鶴飼委員)**

資料1-1の5ページの42番、農福連携の件なのですが、牛などの酪農も入っているのでしょうか。昨年、県の畜産会と私どもの養豚協会で、湘南台公園でいろいろなイベントをさせていただいたのですが、畜福も入っているのか、農業だけなのかその辺りはいかがでしょうか。

**(事務局)**

この事業は、今日事務局にいる障害福祉課や障害サービス課の事業ではなくて共生推進本部室の事業になります。主にこれは農家と障害福祉サービス事業所等とのマッチングの事業になりますので、畜産というよりは農業ということになります。

**(鶴飼委員)**

分かりました、ありがとうございます。

**(中村部会長)**

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、資料1-2の障害サービス課の方に移ります。13ページの障害者地域活動支援事業費の内訳で、在宅障害者等訪問支援事業費が令和6年度はゼロとなっているのですが、これは理由があってゼロになったのか、何か他のものに内容が変わっているのか。

**(事務局)**

少し誤解を招く名前で大変申し訳ないのですが、こちらの事業は主に障害福祉サービスの事業所が、コロナでマスクや消毒液が必要になったときに、いつもならかからないようなかかり増し経費を補助するという在宅には一切限らない事業でございます。なので、庁内では「障害福祉サービス継続支援事業」などと言って分かるようにはし

ているのですけれども、この細事業名だと分かりづらくて申し訳ありません。

**(中村部会長)**

分かりました。もう一つ、資料1-2の14ページで、地方独立行政法人移行準備費というのが今回設立されているようなのですけれども、子ども医療センターも昔は県立で、今は地方独立行政法人になっています。当時は「独立行政法人の職員になりますか、どうしますか」という感じで移行して仕事をし始めたのですけれども、この病院で20年くらい仕事をしていますが、以前の県立病院だったときと移行した後と比較して本当に良い思いをしている感じがしない。そもそも小児医療や福祉医療は、高収益はありえないと思っていて、利益を生み出していくことができない、予想できない事業に対して独立行政法人化を進めていく最大の理由は何なのでしょう。

**(事務局)**

まずは御心配をいただいたということで受けとめさせていただいた上で、まず今回の地方独立行政法人でやろうとしていること、役割があると考えていることが、福祉科学研究と人材育成でございまして、これらを効果的、効率的に行っていくにはどんな組織執行体制がいいかということを検討いたしました。

県の直営や指定管理制度、あとは今回の地方独立行政法人というような制度があるわけですが、まず県直営ですと、研究を行うといった場合に複数年の研究が前提となると思いますので、予算執行に制約があるという課題、デメリットがございました。指定管理や民間の法人ですと、そもそも科学的な研究というのは採算性が低いですとか、研究のノウハウが乏しい、あとは指定管理期間があるため、研究者の確保や研究成果の蓄積といったものが難しいというデメリットがありました。一方で地方独立行政法人ですと、柔軟な人事や財務、会計制度を構築することができますので、複数年にわたる研究に必要な人材や資金を投入して大学等と連携したり、外部資金を活用したりすることが可能なため、地方独立行政法人による運営が良いだろうということで、今回このような方向性となっております。

既に独立行政法人化した県立病院機構や県立保健福祉大学などの前例も検討、勉強しておりまして、そういった御心配を生かした上でどんな財務がいいか、どんな環境がいいかということは今考えておりますので、今は具体的には申し上げられないのですけれども、検討段階ですということまでお答えさせていただきます。

**(中村部会長)**

自分が当時受けた説明と同じような説明をされている気がするのですけれども、現実的には、そういうことができるはずなのだろうけどどうまく回っていないというイメージですね。特に人材や研究と言われても、こういった施設が研究を主目的にするような場所には見えないのですよね。主たる目的と噛み合わないのではないかなという気がする。

県立こども医療センターも肢体不自由児施設と重症心身障害児施設を持っているのですが、その人材が県と切り離されて法人内でやろうと思っても人がいなくて、事務方の後任も全然決まらないし、神奈川県と人事交流しながらやらないといけない、お願いしているけどなかなか実際達成されていないという感じです。県から切り離されてひどい状況に陥っているという感じが正直するので、不安というか、現実的にそうなってしまっているというところがあります。

他にいかがでしょうか。それでは佐藤委員、よろしくお願いします。

**(佐藤委員)**

児童入所施設を運営しております、まさに「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及を考えていくと、障害者理解促進事業費や障がいに対する理解促進という形でいろいろと実施される予定となっておりますけれども、うちの施設ではなかなかそれを理解した状況で施設で働くというところにおいては、しっかりとした知識のもとで、児童の障がいに対して理解をしていきながら支援していきたいという思いがあるけれども、なかなか人材の確保も難しいといった状況です。まさにその県の事業も含めて、人材の育成と確保というところを考えていただけると、こちらもより良い支援を求めて一緒に取り組んでいきたいと思っている次第です。

**(中村部会長)**

ありがとうございました。事務局、よろしいでしょうか。

**(事務局)**

独立行政法人を作ったらそれだけでやるのではなくて、やはり民間の皆様とも知恵を出しあいながら進めたいと思っております。そういった意味では非常に心強い言葉をいただいたと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

**(中村部会長)**

ありがとうございます。そうしましたら時間もございますので、資料1に関してはこの程度にしたいと思います。続きまして、資料2に基づきまして、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

**(事務局)**

資料2に基づいて説明

**(中村部会長)**

ありがとうございました。この資料2について、何か御質問等ございましたら、挙手の上、よろしくお願いいたします。それでは木村委員、よろしくお願いします。

**(木村委員)**

18 ページの(3)のセルフプランのところなのですが、セルフプラン率が高止まりしているというところで、相談支援専門員が少ないという理由の他にも何か理由は考えられるのでしょうか。

**(事務局)**

令和3年度に、相談員養成研修を受けた方々に実際に相談支援の仕事に従事されたかどうかというのを伺いました。そうしましたら、従事している方が4割くらいしかいらっしやなくて、勤めたくても勤め先がないとか、そういう意見がありました。それで、勤める場所を増やしていこうということで、今年度から新しく開設促進セミナーという事業を始めたところです。今年度からなので、まだたくさんの方が来ているとまでは申し上げられないのですが、いらした方からは大変好評でして、実際に相談支援事業所をやっておられる方々からは、赤字経営であり報酬が高くないということがあったけれども収支についても具体的な話が聞けるということで、割と好評をいただいているところです。この事業については来年度からも進めていって、養成研修は今までどおり続けていくのですが、働く場所も作っていこうと思っております。それで何とか相談支援員がプランを作る割合を増やしていければと思っております。

**(中村部会長)**

他にはいかがでしょうか。障害当事者部会って今回が初めてなのですか。それが正直すごくびっくりしています。障がい福祉って別に今に始まったことではなくて、実は私の父親も神奈川県で仕事をしていて、そのような仕事をずっとしていたのですが、そうすると陳情ベース、個々ベースで話が吸い上げられていて、いわゆるこういった公の場で障がい当事者の意見を公式に聞くというようなこと自体がなかったということですか。

**(事務局)**

全くなかったわけではなく、今の障害者施策員審議会にも障がい当事者の方が入られているのですが、当事者の方だけで構成する部会というのは、地域の自立支援協議会ですと数は少ないですが、都道府県の附属機関の中では本当に珍しい取組です。

**(中村部会長)**

私の父も一生懸命やっていたと思うのですが、当事者同士の話になるととにかく話がとっちらかってしまって収拾がつかなくなるということをすごく言っていて、意見を有意義に吸い上げるのも実は難しいみたいなことを当時よく言っていました。

どうしても福祉施策って実動部隊は市区町村で、県や国は大きな御題目を上から投げたて市区町村に動いてねという感じだと思うのです。その辺りのすり合わせは項目が細かくなればなるほど大変なのではないかと思うのですけれど、むしろこういうことを積極的にやろうとすると、県と市区町村のすり合わせをものすごくたくさんやらなくてはならないような気がします、それはどうなのでしょう。

**(事務局)**

おっしゃるとおり、実動は市町村がメインですが、市町村によってできることとできないこと、予算の規模や人口の規模、それぞれ地域ごとに違います。ただ、我々が今できることは、当事者目線で支援を進めていく、重要な施策を進めていくというのはぶれないようにしたいと思っています。先ほど御説明した、例えば圏域ごとの調整会議ですとか、今年度の4月にも市町村会議で条例の理念などを御説明しているのですけれども、いろいろレベル感は違ったとしても同じ目線で進めていきたいと思っていますし、今後も市町村との関係はとても課題なので、今後も顔の見える関係をしっかり作っていきたいと思っています。

**(中村部会長)**

他はいかがでしょうか。それでは鶴飼委員、よろしくお願いいたします。

**(鶴飼委員)**

私はずっとこの部会に出ているので、以前も申し上げたことがあるのですけれども、津久井やまゆり園の事件があつてからの話ですが、知事が掲げたこの「ともに生きる」、これはよろしいと思っているのですけれども、この「ともに生きる」の精神が各市町村社協までは落ちているのです。私は自治会長をやっていたので。ところが、市町村社協から下に落ちてないのですよね、いわゆる町内会とか自治会とか。ですから、その辺りをどういうふうにも隅々までこの思想を落とししていくかというのは、そこがこの19ページにある「ともに生きる社会かながわ憲章の認知度を目標設定する」、この部分なのでしょう。

**(事務局)**

以前にも鶴飼委員からこの憲章の認知度について、やはり市町村社協のところまでは降りていて、でも自治会レベルになるとさすがにそこまでは知られていないという御意見をいただいたのは記憶しております。

この憲章の普及自体は共生推進本部室というところで行っているのですが、様々な工夫はしております、例えば県の関係だと県のたよりはいろいろな方がよく見られるので、その普及には効果があるのではないかと思っているのですけど、そこにも独自のページを持っていたりするので、それらも含めて目標設定をして更に認知度を上げていき



たいと、ずっと工夫をしているところでございます。

**(鶴飼委員)**

ありがとうございます。それぞれの地域の歴史とか文化の違いがあると思うのですが、やはり障がい者の方が一人で安心して暮らせる、ここにも書いてありますけれども周りの人が声をかけてくれる、そういう雰囲気が非常に私は大事ななとずっと思ってきたので、この中に多分盛り込んであると思うのですが、ぜひそれを具現化、実現化していきたいと私自身も思っています。

**(中村部会長)**

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

そうしましたら次の報告に行きたいと思えます。続きまして報告事項(3)「かながわ医療的ケア児支援センターの取組について」、事務局からよろしく願いいたします。

**(事務局)**

資料3に基づいて説明

**(中村部会長)**

ありがとうございました。それでは本件に関して、御質問等ございましたらよろしくお願い致します。はい、鈴木委員、よろしくお願い致します。

**(鈴木委員)**

前にも質問させていただいたかと思うのですが、学校に通うための負担というところで「医療的ケア支援体制整備事業」と書いてありますが、医療的ケア児の方は、当日、直前まで体調の変化というのが普通のお子さんよりも多く見られるので、急なキャンセルもあったりして、そのための送迎の準備といいますか、そういった人的手配のところにお金が出ていなくてなかなか利用できなかつたり、あと、もう少し早く学校の始業時間に間に合うように送りたいけれども、早朝だと時間外手当になってしまうというところで始業よりちょっと遅れてしまったり、私の住む市でも課題がありました。授業の中のもっとそういったところにも助成できるような仕組みに変わっていったらいいなと思うのですが、この1年で何か変わったことがあったら教えてください。

**(事務局)**

この通学の支援につきましては、県の特別支援教育課というところが実施をしている事業なのですが、私の方で分かる範囲でお答えをいたしますと、令和4年度から特別支援教育課の方で、看護師をスクールバスに乗せて医療的ケア児の方を登校させるという事業、あるいは普通の福祉有償車両に看護師さんが同乗して通学させるといった

事業を進めております。令和4年度につきましては試験的に実施をした事業でしたけれども、令和5年度から本格的に実施をいたしまして、令和6年度にはさらにその対象を拡大する予定と聞いております。

ただ、なかなか難しいのは先ほど委員からも御指摘がございましたけれども、通学の時間帯にそういった車に乗る、医療的ケア児の通学に同行してくださる看護師の方の確保が時間的に非常に難しいということ、また、福祉有償車両の場合ですとそういった車両を確保するのが難しいということは聞いております。ただ、だんだんこの事業も周知が進んでまいりまして、協力したいとおっしゃっていただける訪問看護ステーションや事業者の方も増えていると聞いております。

#### (中村部会長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

そうしましたら私から、医療的ケア児の推計の表に関しては、子ども医療センターの医療機関ネットワークを使って県内の研修指定医療機関38箇所、割と大きなところからの、診療報酬算定では本来だったら絶対増えているはずなのに少ない数字になってしまっているというのは、もう完全在宅というか、この研修指定医療機関38箇所にいわゆる訪問のドクターのところとか入ってないのですよね。そうすると、完全在宅で割と大きな小児医療機関にかかってない人たちが、数的に増えている可能性があってそれを先ほどの登録してくださいみたいなフォームで拾おうという解釈でよろしいですか。

#### (事務局)

おっしゃるとおりです。我々としても、この減っている理由についてはいろいろ考えてはいるのですけれども、部会長から御指摘があったように、これは大きな病院でのレセプトの推計値ですので、医療の上での地域移行が進みまして、地域のクリニックの訪問診療とかを利用されている方が増えてくれば、ここに載ってこない方も出てくると考えております。また、私も市町村の担当者とお話する機会があるのですけれども、市町村の中にも減っているというところがあります。それは、この医療的ケア児の場合、18歳未満というのがありますので、18歳以上になってしまいますとこの医療的ケア児の枠から外れてしまって、いわゆる医療的ケア者という形になってきます。医療的ケア児として入ってくる人数よりも、医療的ケア者として出ていってしまう人の人数の数が多くなってしまいますと、逆に減ってしまうのかなと考えております。

#### (中村部会長)

ありがとうございます。医療的ケア児在宅レスパイト事業というのが斬新で、話を聞いてびっくりしたのですけれども、これは家に人が入ってくるといえることですね。始まったばかりということなのですが、何人くらい今は利用されているのですか。

**(事務局)**

人数までは正確な資料を持ち合わせていないのですけれども、3つの市で実施をされております。

**(中村部会長)**

これってやっぱり親がそのメディカルショートステイみたいなものに連れていけないというくらい活動性が落ちていて、もう来てくださいみたいな感じになっちゃう。そういう利用の仕方なのですか。

**(事務局)**

利用の仕方として多いのは、例えば実際に診察の一環として訪問看護師の方に来てもらうのですけれども、所定の時間をオーバーしてしまったりすることがあるようなのですね。所定の時間をオーバーしてしまった分について、この事業を使って補うといったような使い方をされているところもあるようです。

**(中村部会長)**

そういうことなのですね。確かにそれはお聞きします。あと、メディカルショートステイをやっている病院が、病院側の意向で非公表とおっしゃっていたのですが、それは公表してしまうと利用希望者が殺到してしまうということなのですか。

**(事務局)**

まずこの事業というのは、利用希望される方は県の障害福祉課に御連絡をいただいて、障害福祉課の中にいる看護師が各病院の医事課や地域連携室へ、受け入れの調整を行うという仕組みになっているのですけれども、病院名が公表されてしまいますと、利用を希望する方から直接、病院の方へ「私は利用できるか」「この日は空いているでしょうか」と問い合わせがいつてしまう。これは病院の方で負担が増えてしまうので困るという御意見が強く、それで県としても非公表という形にさせていただいているということです。

**(中村部会長)**

ただ、実際は利用者間のネットワークで広がってしまいますよね。

**(事務局)**

おっしゃるとおりです。もう既に利用が始まっていますので、利用された方はどの病院が協力医療機関になっているか分かるわけですから、おそらく口コミという形で広がってしまう。それはやむを得ないと思っております。

**(中村部会長)**

わかりました。あと、医療的ケア児コーディネーターについて、多分足りていないと思うのですが、やはりそういう人材を増やしていく意味で、この養成研修を受けた後にそういう役割をできるようになるとすごく多忙になるらしいのです。それに対する対価が今は払われていないというか、ほとんどボランティア状態でただ仕事が増えるという状態になっているらしいのですけれども、それに関して何か対価が上乘せされるような行政の動きというのはあったりするのですか。

**(事務局)**

この医療的ケア児コーディネーターの方というのは、もともと看護師や相談支援専門員といった本業の方を持っていらっしゃるって、それが、この研修を受けることによってコーディネーターという資格を得まして、医療的ケア児の支援にあたっていただくわけなのですけれども、当然業務が増えてしまいますので、その分の報酬といいますか、対価を払う必要があります。実際、市町村の方からも財政的な問題もありまして、なかなか十分な報酬が払えないという話を聞いております。これに関しましては、国と県で補助をする仕組みもあるのですけれども、どうしても市町村の持ち出しが発生してしまいますので、なかなか市町村の方も財源不足で、十分な対価が払えない。そうなってきますと、当然コーディネーターとしての業務が続かなくなってしまう、そういった状況があるという話は聞いております。

**(中村部会長)**

絶対的に必要なハブみたいな仕事をされると思うので、そういう方たちが結果的にバーンアウトではないですけれども、疲れてしまってみんな辞めてしまうとかないと全部立ち行かなくなってしまうので、是非とも何か色付けがあると良いと思います。今も報酬が少し入っても全部事業所とか機関にお金が落ちるらしくて、その人のものにはならない。何か個人につくような、公的な認定性みたいなものがあるとさらに良いのかなと思いました。

そうしましたら、次の報告事項(4)「聴覚障がい児早期支援体制整備の取組について」、事務局の方からよろしくお願いします。

**(事務局)**

資料4に基づいて説明

**(中村部会長)**

ありがとうございました。今までと少し変わって絞られた内容で分かりやすいような気がしましたがけれども、何か御質問等ございますか。

子ども医療センターにも人工内耳とかやっている子どもたちが結構外来にいるのです

けれども、そもそも聴覚障がいのお子さんって、例えば子どもが千人いたら何人くらいいるのでしょうか。

**(事務局)**

なかなか正確な割合というのは難しいのですが、国の資料によれば、先天性難聴児がおおよそ千人に1人か2人とされており、0.1%とか0.2%という形です。

**(中村部会長)**

神奈川県で7万人生まれますよね、年間。7万人生まれると70人はいるということですか。

**(事務局)**

神奈川県の子どもの年齢別人口統計調査というのが毎年1月1日時点で見られるのですが、例えば0歳から5歳までの人数を令和5年1月1日時点で見ると、約37万8000人いらっしゃいます。それに0.2%かけると大体760人くらいとなります。

ただ、この聴覚障がい児の場合、不安に思った保護者の方が相談に来るので、いわゆるその対象と想定される人数はもう少し多くなると考えております。

**(中村部会長)**

成育の過程で小児科の先生とかが何かスクリーニングしていたりするのですか。

**(事務局)**

その辺りの話になると健康増進課が所管なのですが、私が把握している範囲でお伝えさせていただきますと、スクリーニング検査につきましては、生後間もなく専用の検査機器による新生児の聴覚検査を行い、先天性のスクリーニング検査を行います。その後、乳幼児診断で、例えば1歳6ヶ月児の健康診査であったりとか、3歳児検査において聴力検査を実施しているという形になっています。

また、就学前に実施する就学前健診においても、聴力検査を実施されると聞いております。そういった各成長過程において、今申し上げた検査・健診があるというふうになっております。

**(中村部会長)**

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。他にないようでしたら次にいきたいと思います。最後の「過齢児対策の状況について」、事務局の方からよろしく申し上げます。

**(事務局)**

資料5に基づいて説明

**(中村部会長)**

ありがとうございました。これに関して御質問等いかがでしょうか。

話を聞いていて思ったのですけれども、過齡児が問題になっているのは、成人の移行先の牌が足りなくてなかなか移行できないのかなと思っていて、我々の方の問題でも児童相談所を早く絡める、18歳になる結構前から絡めて次のところ、という中で動き始めてもらうみたいなことをよくスタッフが言っています。今話を聞いていると、早くからいろいろなところを経験して、出先を移動するのに差し障りないようにみたいな話だったのですけれども、ということは、移行先は結構あるのだけれども埋まっていないところがあるというか、利用できる枠があるにも関わらず認知されていないから使われていないようなところがあるということなのではないでしょうか。

さっきの話の流れとしては、早くから児童相談所等に関わってもらって移行先を探していくというのは、お互い早く枠を確保するというような意味でやっているのかなと思っていたのですけれども、先にいろいろ経験してもらって、どんな移行先があるか見てもらってみたいな話をされていたので、本来埋まっていないようなところがあるということなのかなと思ったのですが。

**(事務局)**

入所の枠があるということでは決してないのですが、そうであってもいろいろな施設を経験するということはすごく大事なことだと思いますので、一つの施設だけではなくて、早めにいろいろな他の施設の体験利用なども、グループホームでもいいですし、進めていくというのが、本人の暮らしの選択にもなる。今まではもう一箇所が決まったらそこに移行しがちだったのが、じっくりと選んでいきたいと思いますということになります。

**(中村部会長)**

これは結構大きなことで、子ども医療センターでもずっとやっている課題ですけれども、スライド4枚ではまとめようがない世界だなと思っています。

はい、庄委員、どうぞ。

**(庄委員)**

すみません、次の予定に行かなくてはいけないので、特に意見というか質問ということではないのですが、本当にいろいろなものが充実している中で人材が不足している。制度はたくさん整うなか、どう人材を探したり、確保したりするかというのは本当に難しいことなのだろうと思いつつながら、本当に制度の充実というのはすごく感じました。すみません、先に失礼させていただきます。

**(中村部会長)**

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。鈴木委員、どうぞ。

**(鈴木委員)**

住まいというところも大事だと思うのですが、住んでいた地域に戻るというところで、卒業後となるとやはり日中の過ごし方、通える場所もやはりいろいろな経験と選択とがあると思います。そこは特別支援学校とか、今はインクルーシブ推進校なんかもありますが、そういったところとの連携が不可欠なのかなと思うのですが、なかなか地域と離れていると連携が難しいと思うのですが、そういった対策は学校関係と何かされているのでしょうか。

**(事務局)**

過齡児移行対策会議には、県の特別支援教育課の職員もメンバーに入っておりまして、この会議の共有ですとか、特別支援学校でのいろいろな情報を提供していただいています。

**(中村部会長)**

他にはいかがでしょうか。これには移行支援アドバイザー、先ほどは医療的ケア児コーディネーターと、いろいろ職業が乱立している感じですが、取り扱う対象の患者が違うのかもしれないのですが、バッティングしたりすることはないのですか。お互いが良い感じで仕事を棲み分けていくものなのではないでしょうか。

**(事務局)**

今のところ重なり合うようなことはないと思っております。この取組ですが、毎年高校3年生で卒業していきますので、ずっと本当に末永くといいですか、どんどん取り組んでいかないと児の施設に残ってしまいますから、しっかりとこの新規事業を進めていきたいと思っております。

**(中村部会長)**

ありがとうございます、よろしく申し上げます。本日の報告事項は以上になります。他になければ、本日の審議はここまでとさせていただきます。委員の皆様、大変お疲れ様でした。事務局にお返しいたします。

**(事務局)**

中村部会長、ありがとうございました。本日は限られた時間の中でございましたが、数多くの貴重な御意見等いただき、心より感謝申し上げます。

なお、令和5年度児童福祉審議会総会につきましては、県の子ども家庭課から各委員の皆様へ御連絡が入っておりますとおり、書面開催中でございます。

次回の児童福祉審議会障害福祉部会につきましては、来年度の同時期の開催を予定しております。日程につきましては、また改めて調整をさせていただきたいと思っております。

これをもちまして、令和5年度神奈川県児童福祉審議会障害福祉部会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。